

予備自衛官補および 自衛官候補生募集

①応募資格 予備自衛官補(一般・技能)

- ・一般 18歳以上34歳未満の者
- ・技能 18歳以上53歳未満の者
- ・技能 18歳以上55歳未満の者

- ・技能 18歳以上で、保有する技能に応じ、53歳未満の者
- ・技能 55歳未満の者

②受付期間

1月6日(金)～未定

③その他

受付締切日、試験日、
合格発表、入隊時期など
についての詳細はお問い合わせください。



自衛官候補生

①応募資格

18歳以上33歳未満の者

②受付期間

年間を通じて行っています。

③その他

試験日、合格発表、入隊時期などの詳細につ

いては、事務所までお問い合わせください。

特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金の趣旨

駅からハイキング開催します！

1月6日(金)よりJRの企画、『駅からハイキング』を今年も開催します。

今回は、町の中に悪い病気や災いが入つてこないよう遮つて、町の守り神『道祖神』を巡るコースです。

地元の人にも新しい発見ができるコースとなつております。

真鶴町観光協会

☎ 68・2543



族に特別弔慰金（毎年5万円を5年分、計25万円の記名国債）を支給するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（毎年5万円を5年分、計25万円の記名国債）を支給するものです。

支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、

「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、

次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰

金の受給権を取得した人

- ①戦没者などの子
- ②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

- ①戦没者などの死亡日時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番に入れ替わります。

- ※戦没者などの死亡日時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかにより、順番に入れ替わります。

- 4 1から3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

- ※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

◇請求内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◇請求期間

令和5年3月31日まで

（請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

□請求先・問い合わせ

福祉課

☎ 内線237

広報真鶴タウンボックスに掲載しませんか？

詳細は、役場政策推進課へ

☎ 内線312



FM熱海
湯河原HP

◇広報真鶴録音放送
月～金曜日の毎日
午後3時15分頃から
火曜日および金曜日
午前9時頃から生放送

F M 热海湯河原で真鶴町の情報を放送しています！